(ii)　認められた減損の兆候の概要

電話加入権については、市場価格が著しく下落しているため、減損の兆候が認められた。また、宿泊施設については、利用者が減少したため、減損の兆候が認められた。

(iii)　減損の認識に至らなかった理由

電話加入権については、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回るため減損処理金額は生じていない。また、宿泊施設については、翌事業年度以降も継続して利用する予定があるため減損の認識には至らなかった。

②　減損の認識

用途	宿泊施設（ＮＩＴクラブ）
種類	建物
場所	名古屋市昭和区御器所町字木市29番
帳簿価額	4,609千円
減損の認識に至った経緯	使用しないという決定
減損額のうち損益計算書に計上した金額	1,888千円
減損額のうち損益計算書に計上していない金額	2,720千円
回収可能サービス価額	使用価値相当額
使用価値相当額を採用した理由	売却を想定していないため
算定方法の概要	合理的な算出が困難なため備忘価額とした

(4)　ＰＦＩによるサービス部分の対価の支払い予定額

貸借対照表日後一年以内のＰＦＩ期間に係る支払予定額　18,741千円

貸借対照表日後一年を超えるＰＦＩ期間に係る支払予定額　421,683千円

なお、サービス部分の支払額は、維持管理業務及び運営業務の実施状況のモニタリング結果や物価変動に伴い、変動することがある。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

(1)　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金　2,634,563千円

資金期末残高　2,634,563千円

(2)　重要な非資金取引

無償譲与による資産の取得　114,808千円

（金融商品の時価等の開示に関する注記関係）

(1)　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定している。

資金運用に当たっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債、投資適格以上の社債を保有している。なお、当該運用資産は、金利の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、資金運用規程に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用委員会に報告している。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。また、現金は注記を省略しており、預金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。減価償却引当特定資産は預金で構成されるため、預金と同様に注記を省略している。

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差　額
(1)　有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	1,802,550千円	1,735,769千円	△66,780千円
(2)　リース債務	(265,582千円)	(232,694千円)	(△32,887千円)
(3)　ＰＦＩ債務	(850,929千円)	(724,308千円)	(△126,620千円)

（＊１）　負債に計上されているものについては、(　) で示している。

（注１）　市場価格のない株式等は次のとおりである。

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	7,360,602千円

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

有価証券及び投資有価証券

国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価している。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類している。

リース債務及びＰＦＩ債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類している。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)　当該資産除去債務の概要

当法人は、賃貸借契約に伴う原状回復の見積額について資産除去債務を計上している。